

徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部 研究活動における不正行為への対応に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部（以下「本学」という。）の研究活動における不正行為（以下「不正行為」という。）への対応に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、研究活動又はその成果の発表の過程における次の各号に掲げる行為（悪意のない誤り及び意見の相違によるものとみなされるものを除く。）をいい、その用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究費の不正使用 故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付等の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用
- (2) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- (3) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- (4) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
- (5) その他 研究成果の二重投稿、不適切なオーサーシップ
- (6) 前5号の行為の証拠隠滅又は立証妨害

2 この規程において「特定不正行為」とは、前項第2号、第3号及び第4号に掲げる行為をいう。

3 この規程において「研究者等」とは、本学において研究活動に従事する教職員、学生その他本学の施設を利用して研究を行うすべての者をいう。

4 この規程において「公的研究費」とは、「徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部公的研究費の取扱いに関する規程」（以下「公的研究費の取扱いに関する規程」という。）第2条第1項に規定するもの同一とする。

5 この規程において「配分機関等」とは、文部科学省等本学に対して公的研究費の予算の配分又は措置をする機関をいう。

6 この規程において「部局」とは、本学の各学部、大学院各研究科、健康科学研究所、臨床心理相談室、生薬研究所、比較文化研究所、未来科学研究所及び神経科学研究所をいう。

(管理責任)

第3条 本学は、責任をもって不正行為の防止に関わるものとする。

2 共同研究における研究者間の役割分担・責任の明確化を図り、代表研究者が研究成果を適切に確認することを促すとともに、若手研究者が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言を行うものとする。

第2章 不正行為を抑止する環境整備

(研究者倫理の向上)

第4条 研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を実施するため、「統括研究倫理教育責任者」及び各部局に「研究倫理教育責任者」を置く。

2 統括研究倫理教育責任者には、副学長をもって充て、研究倫理教育責任者には、公的研究費の取扱いに関する規程第6条第1項に規定する「コンプライアンス推進責任者」をもって充てる。

3 研究倫理教育責任者は、統括研究倫理教育責任者の指示の下、研究者等を対象に研究倫理教育を実施する。特に、学生に対しては、本学の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じた研究倫理教育を実施するものとする。

（研究データの保存及び開示）

第5条 研究成果の第三者による検証可能性を確保するため、研究者等に対し、研究データを原則として5年間は保存し、必要な場合に開示することを義務付けるものとする。

2 保存又は開示すべき研究データの具体的な内容や期間、方法等は、データの性質や研究分野の特性等を踏まえるものとする。

第3章 研究活動における特定不正行為への対応

第1節 責任体制

（責任体制）

第6条 学長は、特定不正行為への対応について最終責任を負う。

2 学長を補佐し、告発等の受付から調査に至るまでの実質的な責任と権限は、副学長が持つものとする。

第2節 告発の取扱い等

（告発の受付）

第7条 特定不正行為に関する告発（研究者等のみならず、外部の者によるものを含む。以下同じ。）を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口（以下「受付窓口」という。）を設置するものとする。

2 受付窓口は、公的研究費の取扱いに関する規程第12条第2項に規定する窓口とする。

3 特定不正行為に関する告発を受け付けたとき、受付窓口の責任者は、速やかに学長及び副学長に報告するものとする。

（告発の取扱い）

第8条 告発は、受付窓口に対する書面、電話、FAX、電子メール、面談などを通じて行われるべきものとする。

2 原則として、告発は顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付けるものとする。但し、匿名による告発があった場合は、通報の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

3 書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発者に告発を受けたことを通知するものとする。

4 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思

があるか否か確認するものとする。

- 5 学会等の科学コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合、及びその疑いがインターネット上に掲載されていることが当該特定不正行為を指摘された者が所属する機関が確認した場合は、第2項の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(告発者・被告発者の取扱い)

第9条 告発を受け付ける場合、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

- 2 悪意(被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。)に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取り扱いをしてはならない。
- 3 単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

第3節 告発に対する調査体制・方法

(予備調査)

第10条 学長は、第7条に規定する告発がなされた場合は、予備調査委員会を設置し、速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、副学長、調査対象者が所属する部局の長、学長が指名する者若干名により組織し、副学長が委員長となる。
- 3 予備調査は、告発内容の合理性、調査可能性等について調査し、本格的な調査(以下「本調査」という。)を実施すべきか否かを判断するものとする。
- 4 予備調査委員会は、告発受付後、原則として30日以内にその結果を学長に報告するとともに、結果の概要を告発者及び調査対象者に通知するものとする。

(本調査の通知・報告)

第11条 本調査を行うことを決定した場合、学長は、告発者及び被告発者に対し本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が本学以外に所属している場合は、当該所属機関にも通知するものとする。また、当該事案に係る公的研究費の配分機関等にも本調査を行う旨報告する。

- 2 学長は、第10条第4項の報告がなされた日から、原則として30日以内に本調査を開始するものとする。

(本調査の調査体制)

第12条 本調査を実施する場合は、本調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

- 2 調査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、副学長をもって充てる。
- 4 委員は、学長が指名する次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 理事、評議員又は法人本部の部長 1名
 - (2) 不正行為に関連する研究分野(以下「当該研究分野」という。)の研究者である本学の教員 2名
 - (3) 学外の当該研究分野の研究者 2名
 - (4) 学外の弁護士又は公認会計士等 2名
- 5 すべての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 6 学長は、調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 7 告発者及び被告発者は、通知された日から2週間以内に、調査の専門性について異議申し立てをすることができる。異議申し立てがあった場合、学長は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該申し立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(調査方法・権限)

- 第13条 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒヤリング、再実験の要請などにより行うものとする。その際、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 2 告発された特定不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、調査委員会の指導・監督の下、それに要する期間及び機会（機器及び経費等を含む。）に関し学長により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行うこととする。

(証拠の保全措置)

- 第14条 調査委員会は、本調査の実施に当たって、告発された事案に係る研究活動に関し証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。

(一時的措置)

- 第15条 学長は、本調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された事案に係る研究費の支出を停止することができる。

(調査の中間報告)

- 第16条 告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

(情報の保護)

- 第17条 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。

第4節 認定

(認定)

- 第18条 調査委員会は、本調査開始後、原則として150日以内に調査内容を取りまとめ、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定された場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。
- 2 特定不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は併せてその旨の認定を行うものとする。但し、この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 前2項の認定を終了したときは、調査委員会は直ちに学長に報告しなければならない。

(特定不正行為の疑惑への説明責任)

- 第19条 調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関

する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、また論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

- 第 20 条 学長は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも当該調査結果を通知する。また、当該事案に係る公的研究費の配分機関等にも当該調査結果を報告するものとする。
- 2 悪意に基づく告発との認定があった場合、学長は告発者の所属機関にも通知する。

第 5 節 不服申し立て

(不服申し立て)

- 第 21 条 特定不正行為があったと認定された被告発者は、調査結果の通知を受けてから 2 週間以内に不服申し立てをすることができる。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申し立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により不服申し立てをすることができる。
- 3 不服申し立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、学長は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に調査をさせることができる。
- 4 特定不正行為があったと認定された被告発者に係る不服申し立てについて、調査委員会は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。再調査を行う決定をした場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。
- 5 学長は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申し立てがあったときは、告発者に通知する。また、その事案に係る公的研究費の配分機関等に報告するものとする。不服申し立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 6 調査委員会が再調査を開始した場合は、50 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告し、学長は、当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。また、その事案に係る公的研究費の配分機関等にも報告する。
- 7 第 2 項に規定する不服申し立てがあった場合、学長は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。また、その事案に係る公的研究費の配分機関等にも通知するものとする。
- 8 第 2 項に規定する不服申し立てについては、調査委員会は原則として 30 日以内に再調査を行い、その結果を直ちに学長に報告するものとする。学長は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。また、その事案に係る公的研究費の配分機関等に報告する。

第 6 節 調査結果の公表

(調査結果の公表)

- 第 22 条 学長は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。
- 2 学長は、特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。但し、調査事案が外部に漏えいしていた場合、論文等に故意

によるものでない誤りがあった場合及び悪意に基づく告発の認定があった場合は、調査結果を公表する。

3 前2項における公表する調査結果の項目、内容等は、学長の定めるところによる。

第7節 告発者及び被告発者に対する措置

(特定不正行為が行われたと認定された場合の措置)

第23条 特定不正行為が行われたと認定された場合、特定不正行為への関与が認定された者及び関与したとまで認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）が本学に所属するときは、学長は、当該被認定者に対し、直ちに当該事案に係る研究費の使用中止を命じ、また、特定不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するとともに、学校法人村崎学園就業規則（以下「就業規則」という。）等に基づく処分等必要な措置を講ずるものとする。

(特定不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)

第24条 特定不正行為が行われなかったと認定された場合、学長は、本調査に際して実施した公的研究費支出の停止及び証拠保全の措置を解除する。

2 学長は、特定不正行為を行わなかったと認定された者について、その名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講ずるものとする。

(告発が悪意に基づくものと認定された場合の措置)

第25条 告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者が本学に所属するときは、就業規則等に基づく処分等必要な措置を講じるものとし、告発者が他の機関に所属する場合は、当該機関の長へ通知するものとする。

第4章 補 則

(守秘義務)

第26条 この規程における研究活動の特定不正行為への対応に携わる者は、告発の内容及び特定不正行為の調査に関する事項についての秘密を守らなければならない。

(規程の改廃)

第27条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、研究活動における不正行為への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。